

## 藤沢市教育委員会 6 月定例会会議録

日 時 2021 年（令和 3 年）6 月 18 日（金）  
午後 5 時 00 分  
場 所 本庁舎 8 階 8－1・8－2 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 請 願
  - (1) 中学校歴史教科書採択について（請願）
- 5 議 事
  - (1) 議案第 13 号 藤沢市奨学金給付規則の一部改正について
  - (2) 議案第 14 号 藤沢市図書館に関する規則の一部改正について
  - (3) 議案第 15 号 藤沢市社会教育委員の委嘱について
  - (4) 議案第 16 号 公民館運営審議会委員の委嘱について
  - (5) 議案第 17 号 藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
  - (6) 議案第 18 号 藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について
- 6 閉 会

出席委員

1番 岩本將宏  
2番 大津邦彦  
3番 木原明子  
4番 市村杏奈  
5番 飯盛義徳

出席事務局職員

教育部長	松原保	生涯学習部長	神原勇人
教育部参事	峯浩太郎	教育部参事	伊藤雅浩
生涯学習部参事	板垣朋彦	総合市民図書館長	市川雅之
教育指導課長	坪谷麻貴	学務保健課長	近尚昭
生涯学習総務課主幹	井出祥子	生涯学習総務課主幹	峯千鶴
生涯学習総務課課長補佐	田高敏也	生涯学習総務課課長補佐	山之内朋子
教育指導課指導主事	植松梢	教育指導課指導主事	納富崇典
教育指導課指導主事	長嶋宏子	学務保健課指導主事	市川明美
書記	藤田健司		

岩本教育長 ただいまから藤沢市教育委員会6月定例会を開会いたします。  
本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、会議時間の短縮についてご協力いただきたく、説明を簡潔にさせていただくなどのご配慮をお願いいたします。また、ご発言の際は、マスク着用のまま行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、4番・市村委員、5番・飯盛委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4番・市村委員、5番・飯盛委員をお願いいたします

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、このとおりに承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 次に、教育委員会に対し請願が提出されましたので、請願(1)「中学校歴史教科書採択について(請願)」を議題といたします。書記の説明をお願いします。

藤田書記 請願(1)「中学校歴史教科書採択について(請願)」について、ご説明いたします。請願者は、住所・記載のとおり。氏名・中野長司氏でございます。

請願内容につきましては、議案書1ページの請願書に記載のとおりでございます。なお、請願者から、藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述の申し立てがありましたので、ご報告申し上げます。

岩本教育長 書記の説明が終わりました。藤沢市教育委員会会議規則第9条第3項において、「会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。」と規定されております。

請願者から意見陳述を許可するかどうかについて、ご意見をお願いいたします。

木原委員 委員会が認めた場合、教育長の許可する時間内において事情を述べるこ

とができる、という規定がございますし、私は陳述を受けてもよろしいかと思えます。

大津委員 ただいまありましたように、同様の意見で規定どおり進めていただいていると思えます。

飯盛委員 私も全く同感です。陳述を伺えればと思えます。

岩本教育長 それでは、請願者からの意見陳述について、許可するということがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、請願者からの意見陳述につきましては、許可とすることといたします。

それでは、請願者は意見陳述席までお願いいたします。

(請願者陳述席へ)

それでは、はじめに審議の手順について説明いたします。まず請願者から、本請願における意見陳述を5分以内でお願いいたします。4分の時点でベルが1回、5分になりましたら、ベルが2回鳴りますので、ベルが2回鳴ったところで速やかに終了をお願いいたします。意見陳述が終了いたしましたら、請願者席にお戻りいただきまして、委員による請願の審議をその後行います。

それでは、ただいまから請願者の意見陳述を行います。説明の際は、冒頭、自己紹介をしていただきまして、ご起立の上、ご説明をお願いいたします。

中野請願者 中野と申します。本日は、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。時間がありませんので、早速、本題に入らせていただきます。

このたび、令和元年度教科書検定で不合格となっていた歴史教科書が、再申請によって認可されました。つきましては、令和2年度検定で合格したすべての教科書についての採択事務手続きを行っていただきたい旨の請願をさせていただきます。要は7者の教科書が8者に増えたわけです。神奈川県内の他の市について調べたところ、県内19市のうち15市が自由社を含めた歴史教科書の採択手続きを行うと決定しています。具体的には横浜、川崎、相模原、横須賀、逗子、三浦、厚木、大和、海老名、座間、綾瀬、平塚、秦野、伊勢原、小田原市です。このような状況下で自由社を含めた採択手続きを行わないと既に決めてしまっているのは、藤沢、鎌倉、茅ヶ崎の3市だけあります。

文部科学省には8月の末までに報告をすればよいはずですから、時間的にはまだ十分に余裕があるはずです。加えて神奈川県教育委員会において、自由社を含めた社会（歴史分野）の教科書図書調査研究の結果が出さ

れたのは、6月4日に開催された6月の定例会であります。ところが本市では、県の結果が出るのを待たずに、5月21日に採択事務手続きを行わないと決定を下しました。これは、私は公正を欠いている行為ではないかと思っています。藤沢市の教育の公正を期すためにも、ぜひ自由社を含めた8者での採択事務手続きを行っていただきたく、強く要望いたします。

そもそも自由社の歴史教科書が文部科学省において葬り去られたのは、文部科学省による不正検定の結果だと私は思っております。自由社の教科書は、405カ所の欠陥があると検定意見が付いて不合格とされましたが、その405カ所のうち、何と292カ所、パーセンテージにすると72.1%が「子どもたちが誤解をするおそれがある、子どもたちには理解しがたい」という「だろう」という話なのです。さらに検定に合格した他者の記述内容と比較したところ、他者の教科書と同様の記載にもかかわらず、他者では通りながら、自由社では欠陥とされた箇所が31カ所あります。私はこれは不正検定だと思っております。

最後に、戦後における日本の歴史教育についてお話をさせていただきます。昭和21年1月4日に出された公職追放令によって、最終的には何と藤沢市民のおよそ半分に当たる21万人が、軍部に協力したという理由で職を失い、その後、後釜に連合国に協力的な人々を入れて、戦後の体制がつけられました。その中で最重要視されたのが歴史教育だと私は思っております。日本は戦争犯罪を犯した国であるという意識を植え付けようとしたのですが、当時は戦前の教育を受けた人たち、あるいは軍隊に行った人たちがたくさんおりました。私の父も行っておりました。そしてこの意識はなかなか浸透しなかった。だから、従軍慰安婦とか強制連行などを知る人が少なるにつれて、こういうものが教科書にどんどん記載されるようになってしまったと私は思っております。どの国の歴史にも明るい部分もあれば、暗い部分もあります。例えば自由主義の国だと言っているアメリカも、ネイティブアメリカンいわゆるインディアンを次々と虐殺し、そして土地を奪い、そこに黒人を連れてきて奴隷として使ったのです。そしてオランダは350年間、インドネシアを統治しました。戦前の国家予算のおよそ3分の1はインドネシアから搾取したもので成り立っていました。このインドネシアが独立できたのは、実は日本の敗戦後、そこに2,000人の日本兵が残って、独立軍とともに戦ったからです。このインドネシアの独立に日本が大きな貢献をしていたことを伝えているのは自由社の教科書だけです。ぜひ、冒頭申し上げたとおり、8者で手続きしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

岩本教育長

それでは、請願者は請願者席までお戻りください。

次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 請願（１）「中学校歴史教科書採択について（請願）」について、ご説明いたします。請願の内容は、中学校歴史教科書について、５月２１日に行われた定例教育委員会議案第１０号「令和４年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」において、採択替えの手続きは行わないと決定したことについて、再度検討し、採択替えの手続きをするよう求めるものです。今回の中学校用教科用図書の取扱いにつきましては、令和３年３月３０日付けの「令和４年度使用教科書の採択事務処理について」の通知に基づき、５月２１日の定例教育委員会において、中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」の採択替えについてご協議いただき、採択権者である教育委員会の責任のもと、中学校社会（歴史的分野）の教科用図書につきまして、採択替えをしないというご決定をいただいております。

この決定を受け、採択方針の中には中学校用教科用図書について、令和２年度採択のものと同一のものを採択するとしており、採択までの経過についても示しております。以上で、請願（１）「中学校歴史教科書採択について（請願）」の説明を終わります。

岩本教育長 請願に対する事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。ご意見を願います。

木原委員 昨年度の中学校の歴史教科書の採択の際に、審議会委員の方々の意見、それから現場の教員の方々の意見、それらを踏まえまして、７者の中から最もふさわしいと思われるものを選び、決定させていただきました。現場の先生から使いにくいという意見は、その後、伺っておりません。また、教科書研究に関しては、昨年の採択以前の教科書、そして採択された教科書、また、今回、もう一冊が採択されるとなると、その教科書研究の負担なども現場の教員の方々に生じてくると思われます。ですので、今回については、昨年度７者の中から最もふさわしいものを選んでおりますので、採択はしないというのが私の意見です。

市村委員 私も木原委員と同じ意見で、また、前回の定例会の意見と同様になりますけれども、新たに別の教科書が選ばれた場合、その教科書に合わせた授業の準備などが必要になります。複数の教科書を使うことになる学校現場の負担を考えると、今回の採択替えは控えた方がよいのではないかと考えます。昨年度７者の中から最も適した教科書を選定したということもありますので、請願者からお話いただいたのですけれども、請願については不採択とさせていただきたいと考えています。

大津委員 私も全く同様に、既に昨年選んだ教科書で授業が始まっているという状況がございます。そういう中で、準備を進めるに当たって、先生方も相当

苦勞して授業の準備を進めてきたと考えられますので、今回の請願については不採択とさせていただきたいと思っています。

飯盛委員 私も他の委員の皆様と全く同じ意見でございます。昨年度決定したばかりという中で、学校の先生方のいろいろな苦勞、準備のことなどを考えますと、残念ながら不採択ということで、私も同意いたします。

岩本教育長 それでは、皆さんの意見をまとめますと、昨年、7者の中から選んだ教科書が、今年、特に使いにくいというふうな意見が出ていないということ、また、昨年、審議委員会や現場の声を伺いながら、藤沢の子どもたちにふさわしい教科書を選んだ経過があるということ、また、職員の教材研究等の負担を考えたときに、それが、ひいては子どもたちの授業の質というところで不利益になるというようなことから、前回、ご意見をいただきましたとおり、今回は採択替えをしないという方向の確認でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

岩本教育長 それでは、採決いたします。請願（1）「中学校歴史教科書採択について（請願）」は、不採択ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

岩本教育長 それでは、請願（1）「中学校歴史教科書採択について（請願）」は、不採択といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、議事に入ります。  
議案第13号「藤沢市奨学金給付規則の一部改正について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

伊藤教育部参事 議案第13号「藤沢市奨学金給付規則の一部改正について」、ご説明いたします。（議案書2ページ参照）

この議案を提出したのは、里親や自立援助ホーム等に養育されていた社会的養護を必要とする者が、藤沢市奨学金給付の対象者となるよう規定の整備を行う必要によるものでございます。なお、この規則の改定の施行期日につきまして、令和3年7月1日からとするものでございます。以上で、議案第13号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第13号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

岩本教育長 それでは、議案第13号「藤沢市奨学金給付規則の一部改正について」

は、原案のとおり決定いたします。

ここで、職員の入れ替えを行いたいと思います。また、木原委員から、本日はご事情により、会議の途中でご退席となる旨の届出を事前にいただいておりますので、ここでご退席いただきます。なお、退席後も、会議の開催要件である過半数の出席を超えておりますので、要件を満たしていることを報告いたします。

それでは、職員の入れ替えを行います。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

岩本教育長 続きまして、議案第 14 号「藤沢市図書館に関する規則の一部改正について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

市川総合市民図書館長 議案第 14 号「藤沢市図書館に関する規則の一部改正について」、ご説明いたします。（議案書 5 ページ参照）

本議案は、再整備を進めてまいりました藤沢市辻堂市民センター施設の移転に伴い、藤沢市辻堂市民図書室が移転する事により、規則の一部を改正するものでございます。それでは、改正の内容についてご説明いたします。（「藤沢市図書館に関する規則」新旧対照表参照）

第 3 条の藤沢市辻堂市民図書室の位置につきまして、「藤沢市辻堂西海岸 2 丁目 1 番 17 号」に改めるものです。附則につきましては、規則改正後の施行期日を「令和 3 年 8 月 10 日」とするものでございます。以上で、議案第 14 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 14 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

岩本教育長 それでは、議案第 14 号「藤沢市図書館に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

岩本教育長 続きまして、議案第 15 号「藤沢市社会教育委員の委嘱について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

板垣生涯学習部参事 議案第 15 号「藤沢市社会教育委員の委嘱について」、ご説明いたします。（議案書 8 ページ参照）

今回、この議案を提出いたしましたのは、藤沢市社会教育委員のうち、学校教育関係者 1 人に欠員が生じたことに伴い、「社会教育法」第 15 条第 2 項並びに「藤沢市社会教育委員に関する条例」第 2 条及び第 3 条の規定



に基づき、補欠委員の委嘱を行うためでございます。委員候補者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。任期につきましては、前任者の残任期間となるものでございます。以上で、議案第 15 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 15 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第 15 号「藤沢市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第 16 号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

板垣生涯学習部参事 議案第 16 号「公民館運営審議会委員の委嘱について」、ご説明いたします。(議案書 10 ページ参照)

今回、この議案を提出いたしましたのは、現在、委嘱しております公民館運営審議会委員の任期が 6 月 30 日をもって満了となることに伴い、新たな委員の委嘱を行うためでございます。公民館運営審議会は、社会教育法に基づき設置されており、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画・実施について調査し、審議する機関となっております。委員候補者の人数につきましては、「藤沢市公民館条例」第 4 条第 3 項の規定に基づき 20 人となっております。氏名等の詳細につきましては、議案書記載のとおりで、任期は 2 年でございます。以上で、議案第 16 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 16 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第 16 号「公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第 17 号「藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

坪谷教育指導課長 議案第 17 号「藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」、  
ご説明いたします。(議案書 13 ページ参照)

この議案を提出いたしましたのは、平成 27 年 3 月に制定した藤沢市いじめ問題調査委員会規則第 2 条及び第 3 条に基づき、新たに委員を委嘱する必要によるものです。

1 の委嘱する者の氏名等ですが、藤沢市いじめ問題調査委員会委員については、規則第 2 条の規定により 5 名以内となっております。委員の構成につきましては、規則第 3 条第 1 項の規定により、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、学識経験者の計 5 名でございます。

2 の任期につきましては、規則第 3 条第 2 項の規定により、2 年と規定されており、2021 年(令和 3 年) 7 月 1 日から 2023 年(令和 5 年) 6 月 30 日まででございます。以上、よろしくご審議いただき、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 17 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第 17 号「藤沢市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決定いたします。

×××

岩本教育長 続きまして、議案第 18 号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

近学務保健課長 議案第 18 号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について」、  
ご説明いたします。(議案書 15 ページ参照)

藤沢市学校事故措置委員会につきましては、「藤沢市学校事故措置条例」第 5 条第 1 項に基づいて設置されており、児童生徒の安全についての施策を推進するとともに、学校管理下の事故により災害を受けた場合、見舞金の認定等について審議をしております。学校事故措置委員会委員の任期が本年 3 月 31 日をもって満了となったことに伴い、3 月 17 日開催の定例会において、定員 14 名のうち 8 名の委嘱について決定をいただきました。残り 6 名の委員に関しましては、関係団体からの推薦に時間を要したことにより、欠員が生じておりました。このたび、関係団体からの推薦が整いましたので、藤沢市学校事故措置委員会規則第 3 条第 1 項の規定により、委員を委嘱し、または任命するものでございます。任期につきましては、2021 年(令和 3 年) 6 月 19 日から 2023 年(令和 5 年) 3 月 31 日までといたします。以上で、説明を終了いたします。よろしくご審議の上、ご

決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 18 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、議案第 18 号「藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。委員の方で前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回定例会の会議の期日を決めたいと思います。7月16日(金)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岩本教育長 それでは、次回の定例会は7月16日(金)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定といたします。

以上で、本日、審議の日程はすべて終了いたしましたので。閉会といたします。

午後5時30分 閉会